

平成26年度及び平成27年度の 岐阜県後期高齢者医療保険料の料率について

○保険料率を見直します。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額＝被保険者の所得※ × 所得割率」の合計となり、保険料率は2年ごとに見直されます。

※所得＝総所得金額等－33万円（基礎控除）

区分	平成26・27年度	平成24・25年度	増加する額（ポイント）
均等割額	41,840円	40,670円	1,170円
所得割率	7.99%	7.83%	0.16ポイント

・一人あたりの保険料（試算）について

保険料は所得に応じて計算されますが、所得の少ない世帯の方には保険料の軽減措置があります。軽減後の被保険者の一人あたり保険料を比較すると0.8%の増加が見込まれます。

区分	平成26・27年度	平成24・25年度	増加する額（率）
一人あたり軽減後 保険料額（年額）	57,135円	56,672円	463円（0.8%）

・保険料の増加を抑制します。

平成26年度及び平成27年度の一人あたり保険料額は、何ら保険料の増加抑制策を講じない場合、7.8%の増加が見込まれます。このため、平成25年度末までに生じると見込まれる剰余金の全額活用及び県に設置してある財政安定化基金を活用することにより、一人あたり保険料額の上昇を0.8%にとどめます。

※保険料が増加する主な要因について

ア 一人あたりの医療給付費が伸びています。

医療の高度化等により高齢者の一人あたり医療給付費は、年々増加しており、平成26・27年度は2年分で約3.4%の増加が見込まれます。

イ 後期高齢者負担率の引き上げ

後期高齢者医療制度の被保険者が保険料として負担する率は、国の政令により平成24年度及び平成25年度が10.51%でしたが、平成26年度及び平成27年度は10.73%に改定されました。

・保険料の賦課限度額を改定します。

保険料の賦課限度額（保険料の上限額）を中低所得者層の負担軽減を図るため57万円に改定します。（改正前55万円）

・均等割保険料の2割軽減及び5割軽減の対象者を拡大します。

低所得者の負担軽減の観点から、2割軽減については所得基準額を引き上げ、5割軽減については、二人世帯以上が対象であるものを単身世帯も対象とします。

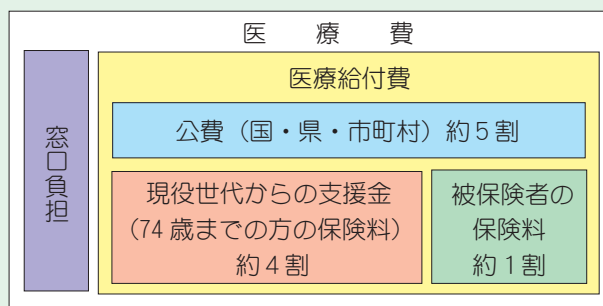
・平成26年度の後期高齢者医療保険料は、平成26年7月中旬に通知します。

制度にかかる医療費負担のしくみ

【参考】

後期高齢者医療制度にかかる医療費負担のしくみ

急速な少子高齢化が進むなか、国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽された高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるようにするため、みんなで医療費を負担する支え合いのしくみです。



【問い合わせ先】

岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎ 058・387・6368